

まどか保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人円徳児童福祉会まどか保育園
事業者の所在地	岐阜県郡上市白鳥町中西 8 6 0 - 1
事業者の電話番号・FAX	TEL:0575-84-1176 FAX:0575-84-1266
代表者氏名	理事長 佐々木 元
条例の目的に定めた事業	保育所

2 施設の概要

種 別	保育園					
名 称	まどか保育園					
所 在 地	岐阜県郡上市白鳥町中西 860-1					
電話番号・FAX	TEL:0575-84-1176 FAX:0575-84-1266					
施設長氏名	佐々木 真元					
開設年月日	昭和四十二年 四月一日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	4	8	7	5	8	8
取扱う保育事業	認可保育園					

3 施設・設備の概要

敷地面積		1 0 3 7 . 6 1 m ²	
園 舎 (保 育 園)	構 造	鉄筋コンクリート二階建て	
	延 床 面 積	4 8 3 . 4 m ²	
施設設備の 数と面積 (保 育 園)	乳児ほふく室	1 室	4 0 . 1 5 m ²
	保 育 室	4 室	4 0 . 1 5 m ²
	遊 戯 室	1 室	9 3 . 4 4 m ²
	調 理 室	1 室	3 3 m ²
	調 乳 室	1 室	6 . 4 8 m ²
	ト イ レ	小便器 大便器	8 基 4 基
	医 務 室	1 室	職員室内
	職 員 室	1 室	4 3 . 8 0 m ²
屋 外 運 動 場		1 箇所	7 9 4 . 2 2 m ²
屋 外 プ ー ル		1 箇所	2 6 7 m ²
そ の 他		箇所	m ²

4 施設の目的、運営方針

目 的	特定教育、特定施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し適正な特定教育・保育を提供することを目的とする
運 営 方 針	1 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

5 職員体制

園 長	1 人
主 任 保 育 士	1 人
保 育 士、幼 稚 園 教 諭	10 人 （常勤：4 人）
調 理 員（栄 養 士 除 く）	2 人
事 務 員	1 人

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日、祝日

7 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	7：00～19：00
土曜日	7：00～19：00

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	7：00～18：00
土曜日の保育時間（11 時間）	7：00～18：00
延 長 保 育 時 間	18：00～19：00

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	8：00～16：00
土曜日の保育時間（8 時間）	8：00～16：00
延 長 保 育 時 間	7：00～8：00 16：00～19：00

8 利用料金

延長保育料	30分50円
主食提供	未満児有り、3歳児以上は主食（ご飯）持参
副食費	年少児以上月4,500円（国の基準による減免有り）
利用料（利用者負担）	郡上市が定める利用料（年少児以上無料）
その他別表に定める料 金	バス代（距離に依る 月500～2,000）

9 支払方法

銀行引き落とし 現金で月末に払う

10 提供する保育・教育の内容

子ども子育て支援法、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例、郡上市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、郡上市子どものための教育・保育給付に関する規則、その他関係法令等を遵守し、保育所、保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況に応じて特定教育保育を提供する

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:00 9:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（室内外）・散歩	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・なかよし遊び（室内外） ・クラス活動
11:15	食事	片付け
11:30		食事
12:00	お昼寝	

13:00		遊び クラス活動
14:00	目覚め	
14:30	おやつ	おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:00	保育短時間終了	保育時間短時間終了
19:00	保育標準時間終了 閉園	保育時間標準終了 閉園

<保育計画（年間）>

年度開始時に学年ごとにお知らせします。

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
1. 0歳児	いちご
2歳児	もも
3歳児	すみれ
4歳児	さくら
5歳児	ゆり

11 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0歳児	有	有	有	有
1歳児	有	有	有	有
2歳児	有	有	有	有
3歳児	有	ご飯持参	有	有
4歳児	有	ご飯持参	有	有
5歳児	有	ご飯持参	有	有

<給食の提供にあたって>

保育所保育指針に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成している。

施設長、保育士、調理士と協力し、施設の特性に応じた食事の計画、策定を推進している。

<アレルギー対応について>

アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応を務める。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

上履き タオル カラー帽子 園カバン 出席帳 連絡帳

(2) 毎日持参いただくもの

3才児以上はご飯 ナフキン はしまたはスプーン ハンカチ ちり紙
出席帳 連絡帳

(3) 服装について

動きやすく脱着しやすい服装
園服は無し

13 登園・降園について

(1) 登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

保護者が同伴する
車での送迎は、園のそばの駐車場が混雑しているときは下の駐車場を利用する

(2) 通園バス利用について

バス運行表に従って運行される
登降園バスの引率、出迎えは、必ず大人の人が出る
警報の出た時は運休する場合がある。緊急連絡網等にて連絡する。

14 保育園と保護者との連携について

緊急連絡網、SNS にて連携
日々の子供の様子は連絡帳にて連携

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

年 2 回の内科検診 年 1 回の歯科検診 毎登園時に検温

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・休園の場合は園へ連絡
- ・園での発病の場合は、保護者または医療機関へ連絡する

16 感染症対策について

保育所における感染症対策ガイドラインに則り対応する

17 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	澤崎医院
医 院 長 名	澤崎茂樹
所 在 地	白鳥町為真 1 3 0 8 - 1
電 話 番 号	0 5 7 5 - 8 2 - 2 0 8 0

18 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	中村歯科医院
医 院 長 名	中村 正彦
所 在 地	白鳥町中西 1 2 8 - 1
電 話 番 号	0 5 7 5 - 8 2 - 4 2 6 2

19 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点は次のとおりです。

地域防災拠点	中西区民センター
--------	----------

20 緊急時における対応

職員を通して速やかに利用子どもの保護者に連絡を行う

<近隣の緊急連絡先>

郡上北消防署	0 5 7 5 - 8 2 - 5 1 1 9
牛道駐在所	0 5 7 5 - 8 4 - 1 0 4 8
白鳥振興事務所	0 5 7 5 - 8 2 - 3 1 1 1

21 非常災害時の対策

防火管理者	佐々木 真元
消防計画届出年月日	平成30年 10月 1日
避難訓練	月1回
防災設備	警報器設置

22 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	スポーツ振興会 全国社会福祉共済会
保険の内容	物損 怪我等
掛金	園にて負担

23 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	羽土 正人
相談・苦情解決責任者	猪又千砂子

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

24 地域の育児支援について

未就園児を招いてのつくしんぼ教室を月 2 回開催 園庭を毎日開放 育児相談を毎日受付

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名： まどか保育園

所在地：岐阜県郡上市白鳥町中西 8 6 0 － 1

説明者職名： 氏名 佐々木 真元

私は、書面に基づいてまどか園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：